

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第七章 労働協約と経営協議会

第二節 労資の協約方針

一、協約の状況 労働省が一九五〇年一月に発表した「協約改訂をめぐる労使関係の調査結果報告」(一九四九年十一月調)によるとこの調査は当時労働協約のための団体交渉をつづけているものに限っており、同調査報告がいうように「事例の一端」を示すものであるが、次の各表のようになっている。

右の表の(イ)、(ロ)、(ハ)を総合してわかることは、労働組合側は当時の労働戦線の分裂状態から、協約交渉中の組合は区々にわかれてどの系統の組合がどうだということとはできないのに反して、資本家側は、地方経営者団体といっても日経連の地方組織であることから考えると、総件数中の六〇%は、日経連の指導のもとに協約の交渉がすすめられていることがわかる。規模別にみると、その対象となる労働者数は千人以上の経営が圧倒的な多数をしめていることが、件数ならびに一件当りの労働者数を考慮に入れて考えれば、あきらかにされよう。すなわち、協約の交渉は、労働者側が分裂しているのに反して、経営者側は日経連の指導下に一体となつて千人以上の経営でしれつに行われている、とみることができる(このことは後に説くように、締結される労働協約にも必然的に影響を与えるところである)。

しかし、表の(ニ)が示すように、交渉はされているものの実質的な交渉には全然入れないでいるところが三〇三件中七〇件(約二二%)をしめていることは、注意を要する。人員整理、賃金のチ欠配、賃金値下げ、越年資金などの闘争とからみ合つて、協約の締結というよりも、無協約状態によってひきおこされたより具体的な、より切実な問題が協約交渉を困難にしていること、また他面では交渉に入ろうとしても既得権をようごしようとする労働組合案と新しい締結方向を前述の必要から企図する経営者案とが、真向から対立している傾向、この両者が支配的である。不安な経営事情と新しい力関係を労働協約締結という固定的な形で承認し合うためには、より新しい段階がこななければならぬ情勢にあることを、この表(ニ)は示しているといえる。

しかも一度協約交渉が具体的に進んだときにおいて、ただちにつき当ってくる問題は、表(ホ)が示すように、経営権、人事権、組合員の範囲、退職金、賃金、組合活動という順序である。これらの条項のうちで興味のあるものをひろってみると、東洋鋼板(山口県)では、会社側が「経営権、人事権をみとめなければ団体交渉に応じない」といつてきたが、組合側(全金属)は他の条文とともに団体交渉をもつことを要求し、会社側を団体交渉拒否の不当労働行為で地労委に提訴し、地労委はこれをいれて「団体交渉の再開」を命令するという事件がおきたり、組合員の範囲については、新労組法第二条第一項第一号によるものであるが、経営内部では「係長」をどうするかが交渉の重点となつてるとともに、組合員は従業員でなければならぬとして、名実ともに会社組合(会社のワクにしばられた

労組)にしようとする経営者の意図があらわれている。これは労働省調査の指摘するように「組合法第二条第一号の明確化という見地をこえて組合運営にたいする支配を確立しようとする便宜的措置は不当労働行為となろう」とする傾向であり、そのいちじるしい例として長野県の某電気会社では、会社職制改革を行って、組長、係長の制度を充実して工場長から組長まで人事決定に参加することとし、今まで一〇名であった非組合員は一挙に四〇名に増すことを組合側に要求している。ショツプ制では、組合員の団結強化は組合側でやれということでオープン・ショツプでのぞんでいるところが多く、ユニオン・ショツプをとるとしても「除名されたときは、会社と協議して、会社が諒解すれば解雇する」という「尻ぬけユニオン」が主張されており、ユニオン・ショツプも名目ばかりでその実は経営者の意のままに運用される範囲内でのみ認めようというわけである。組合活動をめぐる紛争は二六件のうち一七件(約六五%)が「就業時間中の組合活動」で、組合活動も「政治活動は企業内ではやらない」という点で制限し、政治活動についての禁止条項も準備されている。賃金、退職金については、従来は労働協約では抽象的な規定がおかれていてその細目は賃金闘争の都度にきめられていたが、資本側の協約案をみると、賃金では能率給、職階級制度をもちこんだ「賃金体系」を協約のうちに細目をふくめてくり入れられているのが目立っている。退職金も、従来の協定を協約中に入れるものはその基本額を少くするとともに、積極的に労基法の予告手当に止めその余は解雇の都度に決めようとしているものもある。

このような基礎に立って、労資それぞれの指導的組織は、これをいかに乗切ってゆこうとしたか。一九五〇年に入っていち早く労資それぞれの陣営で発表した協約闘争の方針は次のとおりである。

日本労働年鑑 第24集 1952年版
発行 1951年10月30日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 時事通信社
2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
